

福山市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2018年（平成30年）6月25日

福山市監査委員	近藤	洋	児
福山市監査委員	山下		清
福山市監査委員	池上	文	夫
福山市監査委員	五阿彌	寛	之

2017年度（平成29年度）監査における指摘事項の措置通知

保健福祉局 保健部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>こども発達支援センター</p> <p>こども発達支援センター一体型電子カルテシステム賃貸借について</p> <p>当該業務は、こども発達支援センターにおける相談、診療及び会計事務の円滑な実施のため、診療所用医事一体型電子カルテシステムの賃貸借を行うものである。</p> <p>当該業務は、2012年（平成24年）11月から5年間の長期継続契約で、業者選定に当たっては、一般競争入札の結果、落札者がなかったため、随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 支出負担行為の整理に当たっては、福山市予算規則を遵守されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 2018年度（平成30年度）の診療所用医事一体型電子カルテシステム賃貸借契約の締結に当たり、福山市予算規則に基づき、契約日となる4月1日を支出負担行為日として整理した。</p>